

平成19年12月17日

独立行政法人改革に対する意見

全国銀行協会

独立行政法人の中には、相当の規模で金融業務を行う法人が存在するが、これらについては政策金融改革と同様、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、その事業分野等を、政策的な見地から真に当該法人が担うことが不可欠な分野に限定し、それを踏まえて組織のあり方等も見直しを図ることが必要である。

実際の業務においては、例えば、住宅金融支援機構が一般個人向け住宅融資等から原則撤退し、民間金融機関による超長期・固定金利の住宅ローン提供を支援する証券化支援業務を主要業務としているように、民業補完を徹底する観点から、直接融資からは原則撤退し、間接的な支援手法等の活用を検討すべきである。

また、こうした公的な支援に関しても、絶えず、その必要性等について検証を行い、民間金融機関が独力で十分なサービスの提供が可能となった段階では、公的な主体は当該業務から速やかに撤退することが必要であり、民間金融機関主体による活動に全てを委ねることを明確にすべきと考える。

以上